

# 「機会均等推進責任者」「短時間雇用管理者」 「職業家庭両立推進者」を選任しましょう

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に定める女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進を図るため、人事労務管理の方針の決定に携わる方を「機会均等推進責任者」として選任いただくようお願いしています。

一方、パートタイム労働法においては、事業主は常時10名以上のパートタイム労働者を雇用する事業所ごとに、当該労働者の雇用管理の改善等を担当する方として「短時間雇用管理者」の選任を、また、育児・介護休業法においては、企業全体の雇用管理方針において仕事と家庭との両立を図るための取組を企画・実施する方として、企業ごとに「職業家庭両立推進者」の選任を規定しています。

つきましては、まだ選任されていない事業場又は企業におかれましては、適任者を選任の上、また、既に選任された方を変更する場合にも、選任・変更届を労働局雇用環境・均等室に届け出てください。

労働局雇用環境・均等室では、選任・届出いただいた方に、各種セミナーの開催案内をはじめ必要な情報や資料の提供を行なっています。（選任・変更届は郵送またはFAXでお願いします）

## 「機会均等推進責任者」「短時間雇用管理者」「職業家庭両立推進者」の選任・変更届

平成 年 月 日

高知労働局長 殿

（ふりがな）

事業所名

所在地

代表者職氏名

主な事業内容

総労働者数 男 人 女 人

うち通常の労働者(正社員)数 男 人 女 人

うち短時間労働者数 男 人 女 人

この度、当事業所では下記の者を（機会均等推進責任者・短時間雇用管理者・職業家庭両立推進者）として選任・変更いたしますので、報告します。

### 機会均等推進責任者（選任・変更）

※事業所ごと

所属部課 役職名	(TEL )
氏名	(男・女)

### 短時間雇用管理者（選任・変更）

※事業所ごと

所属部課 役職名	(TEL )
氏名	(男・女)

### 職業家庭両立推進者（選任・変更）

※1企業ごと

所属部課 役職名	(TEL )
氏名	(男・女)

高知労働局雇用環境・均等室

〒780-8548 高知市南金田1番39号 TEL088-885-6041 FAX088-885-6042